

長野県林業大学校条例

昭和53年10月9日

条例第27号

改正 平成11年10月12日条例第38号改正 平成13年 3月26日条例第21号改正
平成14年 3月25日条例第25号改正 平成16年 3月29日条例第21号改正
平成17年 7月19日条例第47号改正 平成19年 3月22日条例第19号改正

「長野県林業大学校条例」をここに公布する。

長野県林業大学校条例

(趣旨)

第1条 この条例は地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、林業大学校の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 林業の発展に寄与することを目的として、林業後継者及び林業指導者を養成するため、長野県林業大学校(以下「大学校」という。)を木曾郡木曾町に設置する。

(修業年限)

第3条 大学校の修業年限は、2年とする。

(入学者)

第4条 大学校に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、知事が行う入学試験に合格して入学を許可された者とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条の規定に該当する者

(授業料等の納付)

第5条 大学校に在学する者は授業料を、大学校に入学する者は入学料を、大学校の入学試験を受けようとする者は受験料を納付しなければならない。

(授業料等の額等)

第6条 授業料、入学料及び受験料(第8条において「授業料等」という。)の額は、次の表のとおりとする。

授業料	入学料	受験料
年額 118,800円	5,650円	2,200円

2 授業料は、知事が定めるところにより分納することができる。

(授業料の減免)

第7条 知事は、経済的理由により授業料を納付することが困難な者その他やむを得ない事情があると認める者に対しては、これを減免することができる。

(授業料等の還付)

第8条 既に納付した授業料等は、還付しない。ただし、知事は、特別の事由があると認めるときは、授業料の全部又は一部を還付することができる。

(管理の委任等)

第9条 この条例に定めるもののほか、大学校の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年12月1日から施行する。

(林業改良指導員資格試験条例の一部改正)

2 林業改良指導員資格試験条例(昭和32年長野県条例第65号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則(平成11年10月12日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成13年3月26日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日(次項において「施行日」という。)から施行する。ただし、第5条の改正規定及び第6条を第9条とし、第5条の次に3条を加える改正規定(入学料及び受験料に係る部分に限る。)は、平成13年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日から引き続き在学する者に係る授業料については、この条例による改正後の長野県林業大学校条例第5条の規定にかかわらず、これを徴収しない。

附則(平成14年3月25日条例第25号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附則(平成16年3月29日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例に

よる改正後の長野県林業大学校条例第6条第1項の規程にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成17年7月19日条例第47号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) (前略)第11条の規定(中略) 平成17年11月1日

(2)から(4)まで(略)

附則(平成19年3月22日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日から引き続き在学する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の長野県林業大学校条例第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則(平成20年3月24日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。